

令和 7 年度旧高良内埋立地浸出水及び周縁地下水
ダイオキシン類検査業務委託
仕 様 書

久留米市環境部

令和 7 年度旧高良内埋立地浸出水及び周縁地下水 ダイオキシン類検査業務委託

1. 検査目的

旧高良内埋立地浸出水に関しては、公共下水道排除基準の遵守及び、一般廃棄物最終処分場の終了から廃止までの環境モニタリングを目的とし、旧高良内埋立地周縁地下水については、水質検査を実施し、埋立地からの環境影響の有無を確認する。

また、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 4 日）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年 1 月 15 日施行）による。

2. 履行場所

旧高良内埋立地場内及び旧高良内埋立地周縁

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

《 A 旧高良内埋立地浸出水 》

(1) 検査回数、採水場所及び採水方法

(ア) 採水場所

旧高良内埋立地 1 号ポンプ井、2 号ポンプ井

(イ) 検査回数

2 回／年の 2 箇所

(ウ) 採水方法

1 号ポンプ井、2 号ポンプ井毎に通常自動制御されている状態での採水を基本とし、採り始めの水位を上限付近とする。また、水量に限りがあるので出来る限り速やかに行う。※採水の際は、透視度及び水温等を確認のうえ水の状態が通常であることを確認し採水する。（通常の状態でなければ順延する。）

(2) 検査日時

市より指定する。

(3) 分析方法

環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。

《 B 旧高良内埋立地周縁地下水 》

(1) 検査回数、試料採取場所及び試料採取方法

(ア) 試料採取場所

No. 1（東）ポンプ井及び No. 2（西）ポンプ井の 2 箇所（別紙位置図参照）

(イ) 検査回数

1 回／年の 2 箇所

(ウ) 試料採取方法

試料採取は、市の立会いのもとその水が通常の状態と確認のうえ採取する。通常

の状態であれば順延する。

(2) 検査日時

市より指定する。

(3) 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気

(4) 分析項目及び分析方法

環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。

4. 報告書及び計量証明書の提出

(1) 検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、提出すること。

(2) 計量証明書及び報告書(クロマトグラム、精度管理報告書、採取から測定の各フロー図)等は、その都度作成し提出する。

(3) 報告書については、MLAPとして提出すること。

(4) 測定結果と詳細データは区分すること。

(5) 試料採取現場写真等を記録し報告すること。

5. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

6. 業務遂行上の遵守事項

(1) 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。

(2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用すること。

(3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

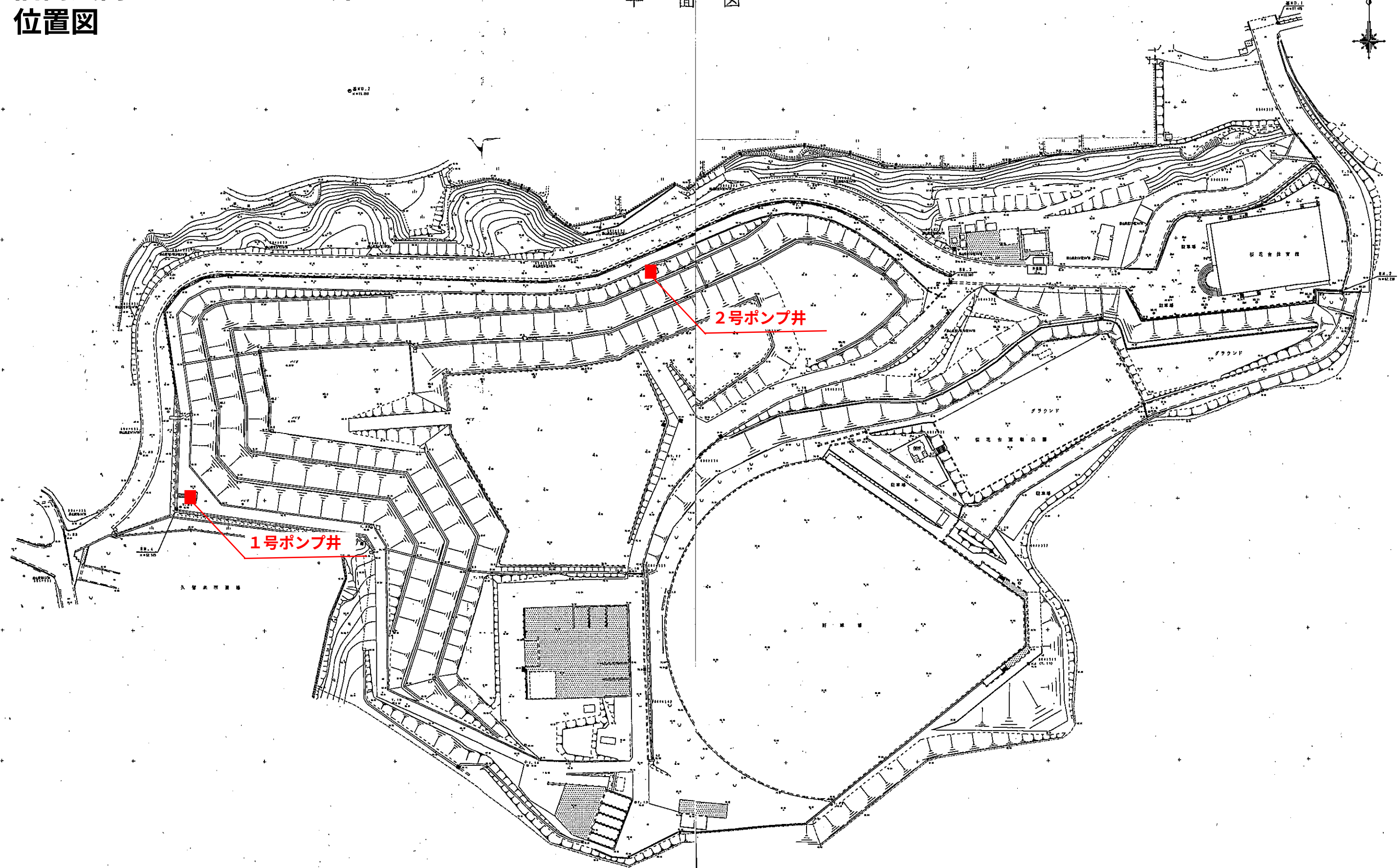
7. その他

請負者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

旧高良内埋立地 ポンプ井
位置図

平 面 図

縮 尺 1 : 1 0 0 0



事業名	
工事名	
工事箇所	久留米市高良内町
図面名	平面図
縮尺	図面番号 全 葉之内 号
久留米市環境部	

